

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月27日
【発行者の名称】	株式会社トップス (Top's Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 箱崎 英次
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目16番11号
【電話番号】	03-5570-3448 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼管理本部長 村本 光彦
【担当 J - A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社トップス https://www.akasaka-tops.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期	第52期	第53期
決算年月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月
売上高	(千円) 3, 177, 110	3, 337, 479	3, 446, 725
経常利益	(千円) 23, 194	79, 183	125, 337
当期純利益	(千円) 36, 625	43, 216	114, 511
資本金	(千円) 10, 000	10, 000	10, 000
発行済株式総数	(株) 20, 000	2, 000, 000	2, 000, 000
純資産額	(千円) 1, 573, 377	1, 617, 203	1, 732, 619
総資産額	(千円) 1, 958, 716	2, 011, 446	2, 117, 722
1 株当たり純資産額	(円) 786. 69	808. 60	866. 31
1株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	5. 00 (—)
1 株当たり当期純利益	(円) 18. 31	21. 61	57. 26
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円) —	—	54. 29
自己資本比率	(%) 80. 3	80. 4	81. 8
自己資本利益率	(%) 2. 4	2. 7	6. 8
株価収益率	(倍) —	—	19. 6
配当性向	(%) —	—	8. 7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 46, 183	97, 530	139, 096
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △55, 293	△35, 765	△10, 684
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △2, 833	△3, 358	△3, 358
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 777, 322	835, 728	960, 782
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 125 (354)	123 (354)	119 (334)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第51期、第52期の 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

3. 第51期、第52期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第53期は、2024年 9 月 26 日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、新規上場日から2024年 9 月 30 日の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第51期、第52期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

6. 第52期は特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 5 項の規定に基づき、第53期は特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第 3 項の規定に基づいて財務諸表について太陽有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第51期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 2023年2月1日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第51期において過年度における容器包装リサイクル法に基づく委託料の計上並びに労務費の算定に係る誤謬の訂正を行っております。この結果、第51期の期首の利益剰余金及び純資産が減少しております。

2【沿革】

はじめに当社の沿革に関連して、当社の母体であった「ざくろグループ」（以下グループという。）についてご説明いたします。

グループは1954年12月に日本料理店「ざくろ」を運営する株式会社ざくろの設立に始まり、以来、事業の拡大を目指しレストランを開業するごとに当該店舗を運営する法人を設立し、複数社で構成される企業集団を形成してまいりました。

当社も洋食レストランを運営する法人として1972年7月に設立され、当時レストランのデザートメニューであった「チョコレートケーキ」が多くのお客様からご支持、ご評価をいただき、百貨店からケーキ売店の出店要請をいただくまでになり、以後レストラン以外の売店の出店も重ね、現在に至っております。

グループの運営においては株式会社ざくろの設立以来、暫くは店舗の運営の為に法人を設立し、各社が独立して業績の管理をしてまいりましたが、法人数が10社に近くになった1970年頃から、グループ内に資産管理業務、経理業務、債権管理業務等、特定の機能を持たせた法人を設立し、また店舗運営法人の所管店舗の見直しを行うようになりました。グループ内各社の役割分担を明確にすることで、経営資源を集中させ、経営の合理化、効率化を図ることを目的としたものでした。

グループの法人数は最多時期に28社ありましたが、2013年3月に行った1回目の組織再編以降、現在では4社（当社、株式会社柘榴、株式会社ざくろホールディングス、ざくろ商事株式会社）まで集約されております。この組織再編の過程において各社間で事業内容の整理や移管、統合が行われ、現在の各社の事業内容となっております。

2023年3月に洋菓子の製造販売事業を主な事業とする当社と、和食店舗の運営を主たる事業とする他の会社を分離し経営の独立性と機動性を高めるために、当時の当社の完全親会社であった株式会社柘榴が、その所有する当社株式全てを同社株主に対し現物配当を行った結果、当社の株主は当社の役職員、株式会社ざくろホールディングスの役職員、グループの創業者の親族の構成となりました。株式会社柘榴及び株式会社柘榴を親会社とするグループ内の他の法人とは資本関係が無くなり、グループから独立した法人となりました。

現在では、旧グループ会社とは主にカレーソース等の仕入先や洋菓子の納品先として、営業取引に限定した取引を行っております。

グループ各社の名称、主な事業内容、組織再編による法人集約の状況は以下のとおりです。

		組織再編時期				
～2009年9月	2009年10月	2013年3月	2015年3月	2015年10月	2016年3月	2017年10月
						株式会社柘榴
株式会社ざくろ*1		株式会社ざくろ ホールディングス			株式会社ざくろ ホールディングス	
株式会社日本橋ざくろ*2						
株式会社テービーエスざくろ*2						
株式会社室町ざくろ*2						
株式会社銀座ざくろ*2						
株式会社共研*3						
株式会社しゃぶせん*2		株式会社しゃぶせん				
株式会社ニューざくろ*2						
ざくろフーズ株式会社*4						
株式会社トップス*5		株式会社トップス		株式会社トップス (当 社)		
株式会社グラナータ*6						
株式会社テイ・エス・コア*7						
株式会社トップス・アンド・サクソン*5						
株式会社横浜トップス・アンド・サクソン*5						
株式会社新宿トップス・アンド・サクソン*5						
株式会社赤坂トップス*5						
株式会社ざくろカンパニー*8						
株式会社トップスベーカーリー*9						
ざくろ商事株式会社*10			ざくろ商事株式会社			
株式会社カツラ*11						
株式会社赤坂ざくろ*2						
株式会社京橋ざくろ*2						
株式会社サクソン*5						
株式会社銀座トップス・アンド・サクソン*5						
株式会社ギンザサービス*12						
東京中央料研協同組合*13						
株式会社グレート*14						
株式会社キングスデーン*15		解散(清算)				

各社の主な事業内容

- | | |
|------------------|-----------------|
| *1 資産及び資金管理、経営指導 | *9 洋菓子製造 |
| *2 和食店舗運営 | *10 債権管理、支払代行 |
| *3 経理業務及び事務手続代行 | *11 洋食店舗運営、経営指導 |
| *4 調味料、ソース等製造 | *12 事務代行、保険代理店 |
| *5 洋食店舗、洋菓子売店運営 | *13 食材等の共同購買事業 |
| *6 洋食店舗運営 | *14 店舗美術品の管理 |
| *7 カレー製造 | *15 その他事業 |
| *8 経営指導、洋菓子売店運営 | |

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、次のとおりです。

年 月	沿 革
1954年12月	東京都港区赤坂に株式会社ざくろ（現・株式会社ざくろホールディングス）設立。以降、和洋食店の運営、洋菓子の販売等を行う複数の会社が設立され、最多時26社から成るざくろグループとして飲食業界における事業展開を行う。
1964年11月	ざくろグループの株式会社カツラ（現・ざくろ商事株式会社）が東京都港区赤坂の旧TBS会館内にアメリカンスタイルのレストラン「Top's」を開店。レストランのデザートとして「チョコレートケーキ」が誕生。
1972年 7 月	ざくろグループにおける洋食事業の運営会社として東京都港区赤坂に株式会社トツプス（当社）を設立。設立に伴いレストラン「Top's」の運営事業を株式会社カツラ（現・ざくろ商事株式会社）より譲り受ける。
1974年 8 月	ざくろグループにおける洋菓子の製造会社として株式会社トツプス・ベーカリーを設立。
1975年 1 月	株式会社トツプス・ベーカリーが東京都目黒区にケーキ工場を建設。ケーキ、アイスクリーム、カレーソースの量産を開始。
1975年 9 月	都内百貨店への初出店となる軽飲食店の「トツプス池袋店」及びケーキ売店を西武百貨店池袋店内に開店。
2013年 3 月	ざくろグループ各社を事業内容ごとに整理し、株式会社ざくろホールディングスを事業持株会社、当社を含む4社を事業子会社とする組織再編を実施。
2014年 6 月	株式会社トツプス・ベーカリー目黒工場大規模修繕実施。 一時的に埼玉県川口市に仮工場を開設し、同所でケーキを製造。
2015年10月	株式会社トツプスが株式会社トツプス・ベーカリーを吸収合併。 株式会社トツプスから株式会社トツプスへ商号変更。
2017年10月	ざくろグループの各社を株式会社柘榴を純粋持株会社として設立し、当社を含む2社を事業子会社とする組織再編を実施。
2017年10月	西川口事務所開設。管理本部、営業本部を同所へ移転。
2019年 8 月	目黒工場において食品安全マネジメント規格であるJFS-B規格の認証取得。
2019年11月	赤坂事務所（東海赤坂ビル）を開設。本店所在地を同所へ移転。
2019年12月	赤坂事務所、西川口事務所、目黒工場の管理部門においてISMS（ISO 27001）の認証取得。
2023年 3 月	ざくろグループにおける事業子会社の独立性を高めるために、株式会社柘榴が当社との資本関係を解消する組織再編を行う。これにより当社とざくろグループ各法人の間の資本関係はなくなり、グループから独立した会社となる。
2023年 8 月	自社ECサイトを開設。
2023年 9 月	赤坂営業本部事務所（新日本ビルディング）を開設。営業本部を同所へ移転。
2024年 9 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

3【事業の内容】

当社は、東京の赤坂において1964年に創業以来、チョコレートケーキをはじめとする生洋菓子の製造販売を中心に事業を展開してまいりました。「お客様の笑顔を想い、安心・安全な商品と真心のサービスで感動をお届けします。」という企業理念のもと、徹底した品質管理とお客様の立場に立った商品づくりやサービスの提供に努め、近年は従来の関東圏での出店のみならず、関西圏への出店にも取り組み、広く「トップス」の商品を知っていただけるよう事業拠点の拡大を図っております。

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、セグメント別に代えて事業内容別に記載しております。

(洋菓子製造販売事業)

自社工場（目黒工場）にて製造した洋生菓子等の製品及び委託製造先で製造した洋焼菓子等の商品（以下「商品等」）を、当社が運営する直営店舗と商品等の卸売先となる納品店舗で販売しております。

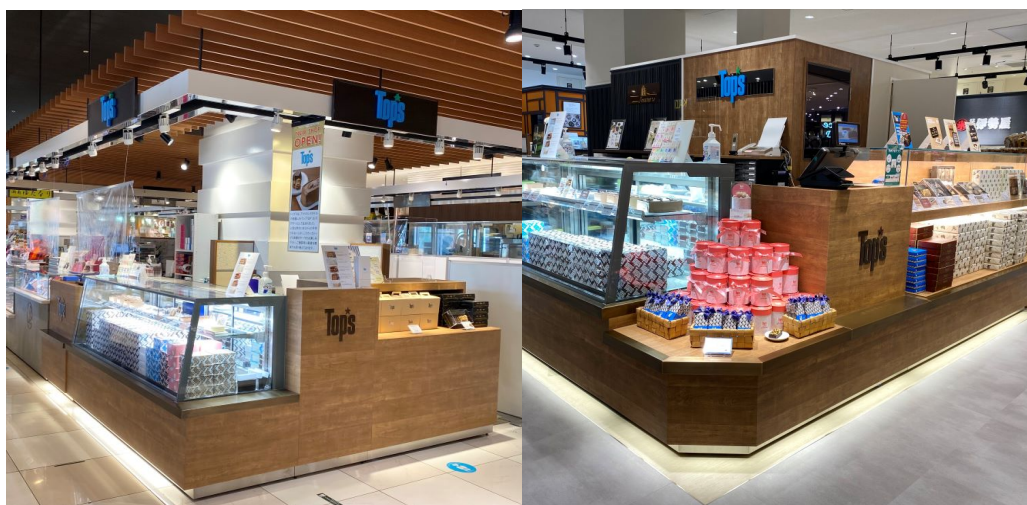
直営店舗と納品店舗の区分は店舗ごとの立地や販売上の諸条件、販売員の確保の状況等を考慮して決定しております。



①直営店舗

直営店舗は、当社が商業施設内等に店舗設備を設け、当社従業員が商品等の販売を行っている店舗であります。

当事業年度末において、関東地方を中心として東京都内15店舗、埼玉県内5店舗、千葉県内4店舗、神奈川県内6店舗、大阪府内1店舗、合計31店舗を出店しております。今後は未出店地域への出店を含めて、年間1店舗ないしは2店舗ほどの出店を行う予定であります。



②納品店舗

納品店舗は、当社が取引先に対して商品等の提供（納品）のみを行い、納品先が当社の商品等を販売している店舗であります。

当事業年度末において継続的に納品している納品店舗は、東京都内7店舗、埼玉県内6店舗、千葉県内1店

舗、神奈川県内1店舗、岩手県内1店舗、茨城県内1店舗、栃木県内1店舗、静岡県内1店舗、合計19店舗であります。

(軽飲食店事業)

洋生菓子、洋焼菓子と共に、パスタ、カレー等の提供を行う軽飲食の店舗運営を行っております。
店舗名称により以下の2形態の店舗があります。

①「トップス」、「トップス・カフェ」

当社が店舗設備を設け、上記名称で当社従業員が運営している店舗であります。
当事業年度末において東京都、神奈川県、大阪府に計3店舗を出店しております。



②直営店舗「トップス・キーズカフェ」

当社が店舗設備を設け、キーコーヒー株式会社が提供する店舗システム（パッケージカフェ）を使用したカフェ業態の店舗で、当社従業員が運営している店舗であります。

創業時より弊社ではレストランとカレーショップの運営を行っていましたが、新業態となるカフェ業態の店舗の出店に際しては、円滑な店舗運営のためにパッケージカフェの仕組みを活用しております。

当事業年度末において、埼玉県に1店舗を出店しています。



③納品店舗「トップス・キーズカフェ」

納品店舗は、当社が取引先に対して商品等の提供（納品）のみを行い、キーコーヒー株式会社が提供する店舗システム（パッケージカフェ）を使用したカフェ業態の店舗で、納品先従業員が運営している店舗であります。

当事業年度末において、東京都、神奈川県に計4店舗を展開しております。

以上の事業及び店舗形態の組み合わせを表で示すと次のとおりであります。

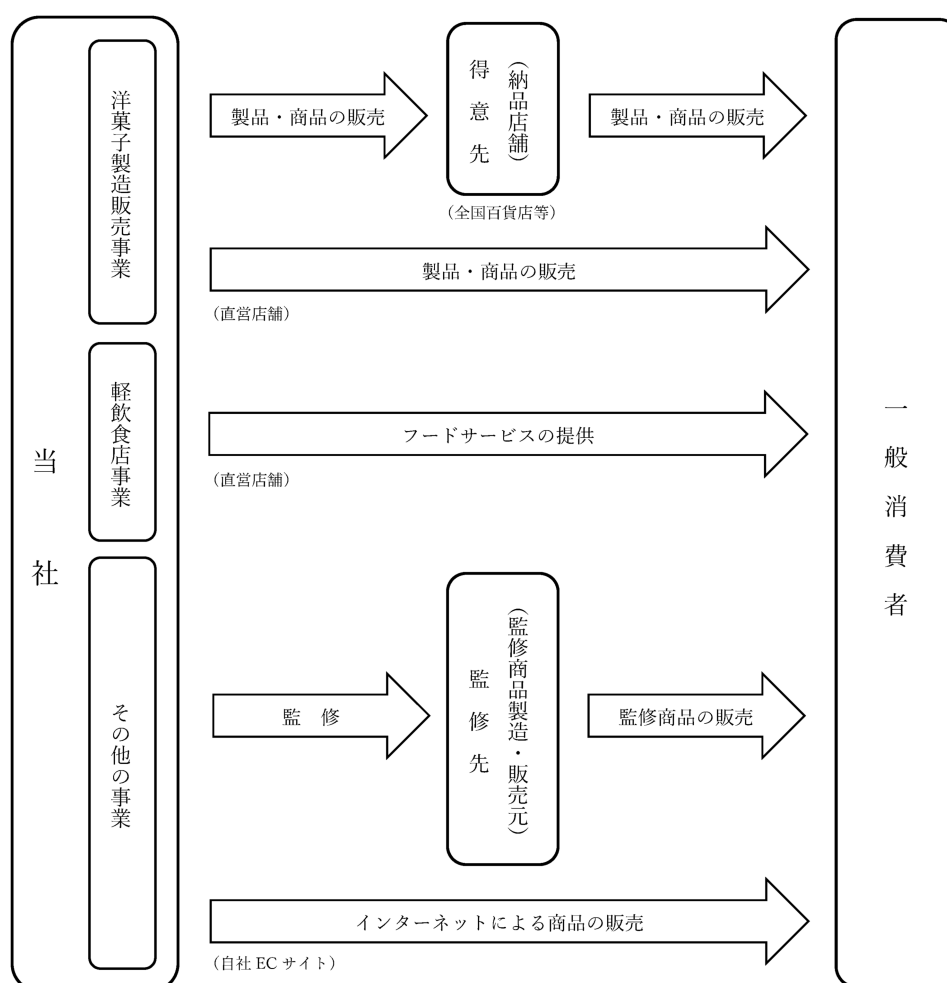
	直営店舗（当社が運営）		納品店舗（他社が運営）	
洋菓子製造販売事業 （ケーキ売店）	店名	「トップス」	店名	「トップス」
	販売商品等	洋菓子（ケーキ、焼菓子等）	販売商品等	洋菓子（ケーキ、焼菓子等）
			店名	「トップス・キーズカフェ」
			販売商品等	カレー、パスタ、コーヒー等の軽飲食、洋菓子（ケーキ、焼菓子等）
軽飲食店事業 （カフェ、レストラン）	店名	「トップス」 「トップス・キーズカフェ」 「トップス・カフェ」		
	販売商品等	カレー、パスタ、コーヒー等の軽飲食、洋菓子（ケーキ、焼菓子等）		

（その他の事業）

その他の事業として、当社の主力商品（ケーキ類）と重ならない商品（アイス、プリン等）で、「Top's」ブランドを活用した監修商品（他社から企画提案いただいた商品について、当社が味や資材のデザインを監修し、「Top's」のロゴを付した商品を他社が製造、販売を行う商品のこと）からロイヤリティ収入を得る監修商品事業を行っております。また、自社ECサイト等によるインターネット販売があり、これらの販売チャネルを用い一般消費者へ商品供給を行っております。

〔事業系統図〕

以上に述べた事業を、事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
119(334)	40.4	11.5	4,289,180

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、セグメント別の記載はしていません。

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、緩やかな回復がみられました。一方で、不安定な世界情勢を背景とした資源価格の高騰や、為替や株価の変動の影響等により、依然として先行きは不透明な状況が継続しております。

食品業界におきましても、人流の改善やインバウンド消費の拡大等により需要は回復基調にあるものの、原材料価格や光熱費の高騰、人手不足等の影響により、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社では以下のような取り組みを行ってまいりました。

(売上への伸長に向けた取り組み)

①新規出店と不採算店の退店

新規の出店はありませんでしたが、不採算店舗2店舗を退店し、収支改善に取り組んでまいりました。出店に際しましては慎重に検討し、収益力の強化に努めてまいります。

②商品開発並びに監修商品への取り組み

コンビニエンスストア及び量販店等において、デザートを中心とした監修商品が発売され、ご好評をいただきました。業容の拡大には事業基盤の安定化と当社ブランドの認知度拡大の両立が必要であると認識しており、引き続き他企業とのコラボレーション企画や商品監修に取り組んでまいります。

③適時な販促活動と季節商品の投入

当事業年度におきまして、10品目の季節限定商品と6品目の数量限定商品が発売し、ご好評をいただきました。限定商品を継続的に投入していくことにより、固定客の来店頻度の向上及び新規顧客層の取り込みに努めてまいります。

④ECサイトの開設

2023年8月に開設したECサイトでは、ロングセラー商品の焼菓子に加え、新商品のチョコレートケーキアイスの販売を開始する等、商品ラインナップの拡充を図ってまいりました。

(内部管理体制の強化に向けた取り組み)

食品の安全管理規格である「JFS-B規格」を活用し、徹底した品質管理とお客様の立場に立った商品づくりやサービス提供に取り組んでまいりました。

また、情報資産のセキュリティを管理するための枠組みであるISMS（ISO27001）の認証を本社含む主要事業所で取得し、継続的な運用を行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,446百万円（前期比3.3%増）、営業利益125百万円（前期比58.3%増）、経常利益125百万円（前期比58.3%増）、当期純利益114百万円（前期比165.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ125百万円増加し、960百万円になりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、139百万円（前年同期は97百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益122百万円、減価償却費21百万円、売上債権の減少額16百万円、棚卸資産の増加額8百万円、仕入債務の増加額8百万円、その他資産の増加額7百万円、法人税等の支払額6百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、10百万円（前年同期は35百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出9百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、3百万円（前年同期は3百万円の支出）となりました。これは、リース債務の返済による支出3百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。

事業の名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
洋菓子製造販売事業	1,165,621	100.0
合計（千円）	1,165,621	100.0

（注）金額は製造原価によっております。

(2) 受注実績

当社は需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
洋菓子製造販売事業	2,969,697	104.4
軽飲食店事業	453,086	94.5
その他の事業	23,940	167.6
合計（千円）	3,446,725	103.3

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）		当事業年度 （自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社そごう・西武	549,828	16.5	563,857	16.4

3【対処すべき課題】

当社は、「お客様の笑顔を想い、安心・安全な商品と真心のサービスで感動をお届けします」という企業理念のもと、多様な価値観を有する全てのステークホルダーの皆様に満足していただける経営を目指し、当社の持続的な成長と企業価値の最大化に全力を尽くしてまいります。その実践の為に当社が対処すべき課題として認識している事項は以下のとおりです。

(1) 人材の確保及び育成

当社は、人材が最も重要な経営資源であると考えており、継続的に企業価値を向上していくために優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。

経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化し、人材の獲得に向けて積極的に活動するとともに、次世代を担う人材の育成のために労働環境の向上や福利厚生の実施にも努めてまいります。

(2) 販路の拡大

当社の主な販路としては関東圏を中心とする百貨店、商業施設内の直営店舗、全国で当社商品を取り扱っていただいている納品店舗があり、今後も取引の拡大に向けた取り組みを続けてまいります。しかしながら近年においては都心と郊外での消費動向の差、閉店を含む百貨店等の事業変革等の影響が当社の事業活動に及んできております。

このような現状認識に基づき、今後はECサイトでの販売拡大、直営での催事出店の強化、未出店地域への新規出店等の販路の拡大に努めてまいります。

(3) ブランドの有効活用

当社の創業以来の「Top's」のブランド、ロゴの活用については、ご提案をいただいた企業より監修商品という形で具体化され、量販店、コンビニエンスストア、生協等で販売されることがあり、当社の業績への貢献のみならず、広告宣伝としても役立っています。

今後は、他企業とのコラボレーション商品の開発及び販売、洋菓子等の食品にとらわれない商品でのブランド、ロゴの活用を目指すことが当社の知名度の向上、ブランドの強化を通じて企業価値の向上につながると考えております。

(4) 製造工程の機械化

当社の主力商品である洋生菓子（ケーキ）は仕上工程をはじめ、その製造工程に手作業が多く存在しています。お客様からご支持いただいている手作りならではの質感を残しながら、生産の効率化及び省人化による「食の安全と安心」の向上、並びに品質の向上につながる製造工程の機械化に取り組んでまいります。

(5) お客様満足度の向上

当社ではお客様からいただいたご意見等を社内でも共有し、商品の提供時をはじめとする接客サービスの向上を図るように努めております。

今後は更に「お客様の笑顔」を増やせるように、お客様との対面でのコミュニケーションを重視し、お客様の期待値を越えるような機動力を持ち小回りの利くサービスを提供できるように努めてまいります。

(6) 社内管理体制の向上

当社は、事業環境の変化に適応しながら持続的な成長を支えていくためには、月次業績を中心とした事業活動の推移を常時把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。

また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制の更なる充実と強化が重要であると認識しております。法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会及び監査役会の機能強化、組織体制の更なる向上、内部監査及び監査役監査の充実を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 異常気象、大規模災害等による消費動向の急激な変動について

当社の主力事業である洋生菓子の製造販売は、商品の特性上、季節変動があり、年間売上約6割が上半期に集中します。また通年では店舗への来店客数に関係する台風や降雪、猛暑等の天候の影響を受けやすい傾向があります。当社としては下半期向けの季節商品の投入、事前の天候予測による生産量の調整等の適時の対応を行っております。

しかしながら、消費動向に急激な変動を及ぼす想定をはるかに超える猛暑・暖冬等の異常気象や大規模災害、また、新型インフルエンザ等の感染症災害が発生した場合には、その時期により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 「食」の安全性について

近年、食品業界におきましては、消費者の食品の品質、安全性に対する関心が一層高まっております。当社は、製品の安全性確保と食品事故の未然防止を図るため、HACCPに基づく衛生管理に対応し、食品の安全管理の取り組みを認証する規格であるJFS-B規格の認証を取得し、日々の管理に万全を期しております。また、当社内に設置した安全衛生委員会は、原則毎月開催され、社内での安全衛生上の課題や取り組みに関する共有を行い、更なる食品安全衛生管理の向上に努めております。

しかしながら、異物混入や食中毒等の安全・衛生に関する問題が発生した場合には、回収費用、顧客への補償や訴訟費用、賠償費用、社会的な信用の毀損等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料の調達及び価格の変動について

当社の主要原材料は主に胡桃、カカオ、小麦粉、砂糖、乳製品、鶏卵等多くの農産物や畜産物を使用しており、産地の天候不順や自然災害の影響、重大な家畜疾病の流行、世界的な需給状況の変化、地政学的リスク等により価格の高騰や安定的な調達が困難になる可能性があります。輸入原料の場合には、為替変動によっても仕入価格が変動する可能性があります。また、原油価格の高騰により重油等の燃料や石油製品である包装資材、容器類の価格が上昇する可能性があります。

当社では、安定的な調達を実現するため、迅速な情報収集や調達先の多様化、事前の価格交渉によるリスク分散等様々な対応策を進めておりますが、予期せぬ突発の事情により原材料の安定的な調達ができなくなった場合、また、仕入価格が急激かつ想定を大幅に超えて上昇した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、事業活動を遂行するにあたり、会社法、食品衛生法、食品表示法、PL法（製造物責任法）、不当景品類及び不当表示防止法や環境・リサイクル関連法規等、各種の法的規制を受けております。当社としては、各業務所管部門がすべての法的規制を遵守するように取り組んでおります。

しかしながら、その取り組みの範囲を超えた事象が発生し、これらの規制を遵守できない場合には、許認可の取消や業務の停止命令等により当社の活動が制限され、あるいはコストの増加、ブランドの毀損等を通じて、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害について

当社が事業活動を行っている日本国内は、頻度や程度を予測することが難しい地震、台風、豪雨、噴火といった自然災害の影響を受けやすい環境にあり、万一発生した場合に備え、必要と考えられる設備の定期点検や火災保険等を付保しており、また、従業員を対象とした安否確認システムを導入しております。

しかしながら、当社の主力商品である殆どの洋生菓子を一箇所の工場（東京都）で製造しており、地震等の大規模な災害が発生した場合、生産設備の毀損あるいは事業中断等により、商品の製造・出荷に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新型コロナウイルスについて

当社は、新しい感染症である新型コロナウイルス感染症に対して、お客様、取引先及び社員の安全を第一に考え、社内及び運営店舗等の消毒を徹底する等地域保健行政の指針に従った感染防止策を実施しております。

しかしながら、従来のワクチンが効かない変異株が登場する可能性もあり、その影響により社会経済活動の停滞が予想を超えて長期化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保と育成について

当社の事業において人材の確保と定着は事業運営上の重要な要素の一つであります。優秀な人材の確保と定着のために採用活動の創意工夫や就業環境の整備、コミュニケーションの円滑化等各種施策を実施しておりますが、今後の雇用情勢の変化等により適合した人材が確保できない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティについて

当社は、経営に関する重要情報や個人に関する機密情報を保持しております。当社ではそれらの情報資産の厳重な管理と情報システムの改ざん、不正利用等の排除のための対策を最も優先される経営上の課題の一つと捉え、情報資産のセキュリティを管理するための枠組みであるISMS（ISO/IEC 27001）の認証を本社を含む主要事業所で取得し、継続的な運用を行っております。

しかしながら、標的型攻撃メールや想定を超えた技術による情報システムへの不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等により、情報システムに障害が発生するリスクや、社内情報が外部に漏洩するリスクがあり、こうした事態が発生した場合は、事業活動に支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 販売先の与信管理及び構造変化

当社は、債権保全に万全を期すべく、企業情報提供会社や業界情報の活用により日常的な情報収集や与信管理を行い、債権回収不能の未然防止体制をとっております。

しかしながら、その取り組みの範囲を超えた事象が突発的に発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、既存店舗周辺での新しい商業施設の開業やコンビニエンスストアの増減、小売業の合併・統合等により取引業態の構造変化や取引条件の変更等が当社の収益性を低下させ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 固定資産の減損

当社は、生産性の向上、省人化を図るために工場や製造機械への設備投資や、売上の維持増強のために店舗の出店や改装への投資をおこなっております。投資にあたっては、その目的について十分に検討し、採算を精査したうえで投資の決定を行っております。

しかしながら、出店後の店舗周辺の新たな都市計画等、多大な環境変化があった場合、もしくは経営環境の変化等で、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとなるため、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 資本業務提携、M&Aに関するリスクについて

当社は、新たな事業への展開や既存事業の強化、収益源の多様化、事業展開の加速化等を目的として、新たな資本業務提携やM&A、アライアンスの形成等を事業拡大の有効な手段の一つと考えております。

現状では予定はございませんが、実施に際しては、対象企業や事業の財務・法務・ビジネス等の状況について慎重に検討し、十分に投資対効果やリスクの把握に努めてまいります。

しかしながら、実施後の影響を確実に予測することは困難であり、事業環境の変化等で計画どおりに事業が進まない場合や、当初認識していない問題等が発覚した場合、のれんの減損損失や評価損が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 経済情勢及び人口動態の変化

当社は、国内において事業活動を行っているため、国内の景気動向及び国内の人口減少や少子高齢化による消費需要の低迷が当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 株式価値の希薄化

当社は、インセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しており、当社の一部の取締役及び役職員に対して新株予約権を付与しています。また、今後においてもストックオプション制度を活用する可能性があります。これらの新株予約権が行使された場合、又は今後新たに新株予約権の発行が行われ、当該新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、当事業年度末日現在、新株予約権による潜在株式数は221,000株であり、発行済株式総数2,000,000株の11.0%に相当しております。

(14) 配当政策

当社は、財務体質の強化と持続的な成長のための投資に備えた内部留保の充実の両立を図るため、事業年度毎に業績等を勘案し、配当実施の有無を判断しております。株主への利益配当は重要な経営課題と認識しておりますが、当社の業績及び内部留保を活用した投資計画の内容によっては、無配当となる可能性があります。

(15) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内

に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その

他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社では、お客様に安心・安全な商品をご提供するため、お客様の立場に立った商品づくりや品質管理の強化をめざした活動を日々続けております。

商品開発につきましては、多様化する消費者ニーズを的確に予測し、工場での試作を重ねて新商品や季節メニューの開発及び改良を行っております。

品質管理につきましては、常にお客様に喜んでいただける商品をお届けするため、役員をはじめ従業員の試食を通して味や品質のチェックを行っております。

当事業年度の研究開発費の総額は、2,505千円であります。

なお、当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、セグメント別の記載はしていません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第6 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 (注記事項) (重要な会計方針)」に記載しておりますが、当社の財務諸表の金額に特に重要な影響を与える可能性のある主要な会計上の見積り及び仮定は以下のとおりです。

(繰延税金資産)

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより回収可能性を判断し繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経営環境に著しい変化が生じる等により将来の課税所得の見積額が変動した場合には、将来の繰延税金資産及び税金費用に影響を与える可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末より126百万円増加し、1,302百万円となりました。これは主に、現金及び預金が125百万円、商品及び製品が7百万円、前払費用が6百万円増加し、売掛金が16百万円減少したこと等によるものであります。固定資産は、前事業年度末より20百万円減少し、815百万円となりました。

これは主に、建物が2百万円、機械及び装置が7百万円、リース資産が3百万円、差入保証金が4百万円、繰延税金資産が2百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末より106百万円増加し、2,117百万円となりました。

(負債の部)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末より1百万円増加し、286百万円となりました。これは主に、買掛金が8百万円増加し、未払金が2百万円、未払費用が5百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は前事業年度末より10百万円減少し、98百万円となりました。これは主に、リース債務が3百万円、資産除去債務が2百万円、退職給付引当金が4百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債総額は、前事業年度末より9百万円減少し、385百万円となりました。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末より115百万円増加し、1,732百万円となりました。これは主に利益剰余金が114百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

当事業年度の設備投資につきましては、店舗設備の取得、生産設備の増強等を目的とした設備投資を実施しており、総額で10百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物及び 建物附属設備	機械及び装置	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産	その他	合計 (千円)	
目黒工場 (東京都目黒区)	製造設備	69,601	30,892	633,581 (956)	9,399	6,504	749,979	41 (36)
本社 (東京都港区)	業務設備	251	—	—	—	702	954	2 (—)
営業本部 (東京都港区)	業務設備	4,393	—	—	—	367	4,760	17 (4)
管理本部 (埼玉県川口市)	業務設備	746	—	—	—	295	1,041	13 (4)
主要都市 直営店 (東京都渋谷区他35店舗)	店舗設備	2,304	—	—	—	3,424	5,729	46 (248)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。
3. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）を外書しております。
4. 本社の事務所は賃借しております。年間賃借料は、5,040千円であります。
5. 営業本部の事務所は賃借しております。年間賃借料は、8,596千円であります。
6. 管理本部の事務所は賃借しております。年間賃借料は、5,556千円であります。
7. 直営店の店舗は賃借しております。年間賃借料は、380,648千円であります。
8. 当社は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社は、2024年12月24日開催の当社取締役会において、茨城県土浦市東若松町に新工場を建設することを決議いたしました。詳細は、「第6経理の状況 1財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(注) 2024年2月27日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2017年9月25日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,850	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	185,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	582(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年10月1日 至 2027年9月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 582 資本組入額 291	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合又は、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織編成により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が当社株主総会で決議された場合（当社株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会で決議された場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2018年9月20日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	390	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	30	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	39,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	650（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年9月21日 至 2028年9月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 650 資本組入額 325	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- （1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- （1）新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。

- （2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- （1）新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、無償で新株予約権を取得することができる。

- （2）新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄もしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年2月1日 (注)	1,980,000	2,000,000	—	10,000	—	—

(注) 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	3	－	－	17	20	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	130	－	－	19,859	19,989	1,100
所有株式数の割合（％）	－	－	－	0.65	－	－	99.35	100	－

(注) 2024年2月27日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
村本 光彦	東京都品川区	342,713	17.14
箱崎 英次	東京都足立区	341,185	17.06
四谷 秋水	東京都渋谷区	305,395	15.27
桂 浩一	東京都大田区	167,469	8.37
伊久間 哲	東京都練馬区	166,209	8.31
槇田 幸夫	東京都大田区	166,209	8.31
佛京 達也	東京都練馬区	74,161	3.71
竹下 浩邦	東京都墨田区	71,998	3.60
畑野 克広	東京都杉並区	71,998	3.60
桂 潤子	東京都世田谷区	58,687	2.93
計	—	1,766,024	88.30

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,998,900	19,989	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,100	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	19,989	—

(注) 2024年2月27日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2017年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名及び当社従業員5名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年9月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 47
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員36名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元について、重要な経営課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化と将来の事業展開に必要な内部留保の確保を勘案しながら剰余金の配当を決定することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、健全な財務体質の維持を図るとともに今後の事業戦略に応じて、新規出店時の設備投資や採用に伴う人件費等に充当する方針であります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、基準日を毎年9月30日とする年1回期末での配当を予定しており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり5円の配当を実施することを決定いたしました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2024年12月27日 定時株主総会決議	10,000	5.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第51期	第52期	第53期
決算年月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
最高（円）	—	—	1,122
最低（円）	—	—	1,122

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は2024年9月26日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

回次	2024年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	1,122
最低（円）	—	—	—	—	—	1,122

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は2024年9月26日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	箱崎 英次	1960年 9月5日	1977年8月 ㈱花家 入社 1979年8月 ㈱ハイネット 入社 1981年6月 当社入社 2009年10月 当社取締役 2009年10月 ㈱ざくろ(現 ㈱ざくろホールディングス)取締役 2011年12月 ㈱ざくろ(現 ㈱ざくろホールディングス)取締役副 社長 2013年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	(注)5	341,185
代表 取締役	副社長 兼 管理 本部長	村本 光彦	1964年 7月25日	1987年4月 ㈱シマノ科研 入社 1993年3月 公認会計士登録 1997年4月 (有)インフォレスト 取締役 1998年1月 ㈱ざくろ(現 ㈱ざくろホールディングス)取締役 1999年4月 ㈱ケイワイモータース 代表取締役 2009年10月 当社取締役 2011年12月 ㈱ざくろ(現 ㈱ざくろホールディングス)取締役副 社長 2013年3月 当社代表取締役副社長(現任) 2018年6月 当社管理本部長(現任)	(注)3	(注)5	342,713
取締役	専務 兼 営業 本部長	四谷 秋水	1964年 11月13日	1989年4月 ㈱シマノ科研 入社 1992年4月 ㈱盛光社 入社 1997年4月 東京都職業訓練校入学 1999年3月 東京都職業訓練校卒業 1999年4月 ㈱ケイワイモータース 代表取締役 2003年6月 ざくろフーズ㈱(現 ㈱ざくろホールディングス)取 締役 2012年2月 当社入社 2012年10月 当社取締役営業部長 2019年12月 当社常務取締役 2020年2月 当社商品本部長 2021年12月 当社専務取締役(現任) 2021年12月 当社営業本部長(現任)	(注)3	(注)5	305,395
取締役	商品 本部長	小林 英樹	1973年 9月28日	1996年4月 メトロ製菓㈱ 入社 1998年2月 ㈱アルファークュービックエンタープライズ 入社 1999年10月 ㈱サクソン(現 ざくろ商事㈱) 入社 1999年12月 ㈱グラナータ(現 当社) 入社 2019年9月 当社商品本部商品管理部長 2021年12月 当社取締役(現任) 2021年12月 当社商品本部長(現任)	(注)3	(注)5	37,596
社外 取締役	—	赤松 育子	1968年 2月27日	1995年1月 太田昭和監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所 1997年4月 公認会計士登録 2018年8月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 ㈱SBI新生銀行 社外監査役(現任) 2019年7月 日本公認会計士協会 理事(現任) 2020年6月 ㈱カワチ薬品 社外取締役 2020年6月 東洋製罐グループホールディングス㈱ 社外監査役 (現任) 2022年6月 三菱UFJ証券ホールディングス㈱ 社外取締役(監 査等委員)(現任) 2023年4月 ㈱iCARE 社外監査役(現任) 2023年6月 日本化薬㈱ 社外取締役(現任)	(注)3	(注)5	—
常勤 監査役	—	豊村 耕司	1957年 5月28日	1981年1月 三崎運送㈱ 入社 1982年11月 ㈱赤坂ざくろ(現 ざくろ商事㈱) 入社 1985年6月 ㈱新宿トップスアンドサクソン(現 当社) 入社 1999年5月 ㈱トップスアンドサクソン(現 当社)常務取締役 2012年1月 同社統括部長 2018年5月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	(注)5	54,698

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
社外 監査役	—	青木 慶介	1984年 6月16日	2009年4月 新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所 2012年8月 公認会計士登録 2013年4月 ㈱多摩訪問マッサージセンター 取締役(現任) 2014年6月 ㈱AGSコンサルティング 入社(現任) 2018年5月 当社社外監査役(現任) 2022年7月 ㈱SMV JAPAN 社外取締役(現任)	(注)4	(注)5	—
社外 監査役	—	藤松 文	1974年 9月2日	2001年10月 弁護士登録、阿部・井窪・片山法律事務所 入所 2008年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(現任) 2014年6月 大興電子通信㈱ 社外監査役 2019年9月 当社社外監査役(現任) 2021年3月 サイバネットシステム㈱ 社外監査役	(注)4	(注)5	—
計							1,081,587

- (注) 1. 取締役 赤松育子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 青木慶介氏、藤松文氏の2名は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年4月1日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2024年4月1日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2024年9月期における役員報酬の総額は103,120千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

②企業統治の体制の概要

a. 取締役会

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

b. 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として毎月1回開催される定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査報告を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

c. 経営会議

経営会議は、常勤の取締役、監査役、その他、取締役が指名する管理職等により構成され、毎月1回開催し、重要な業務執行の意思決定を機動的に行うとともに、全社的な課題等の情報を共有しております。

d. 内部監査及び監査役監査

内部監査は、代表取締役の直轄機関として設置されている内部監査室（内部監査担当1名）が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査室は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

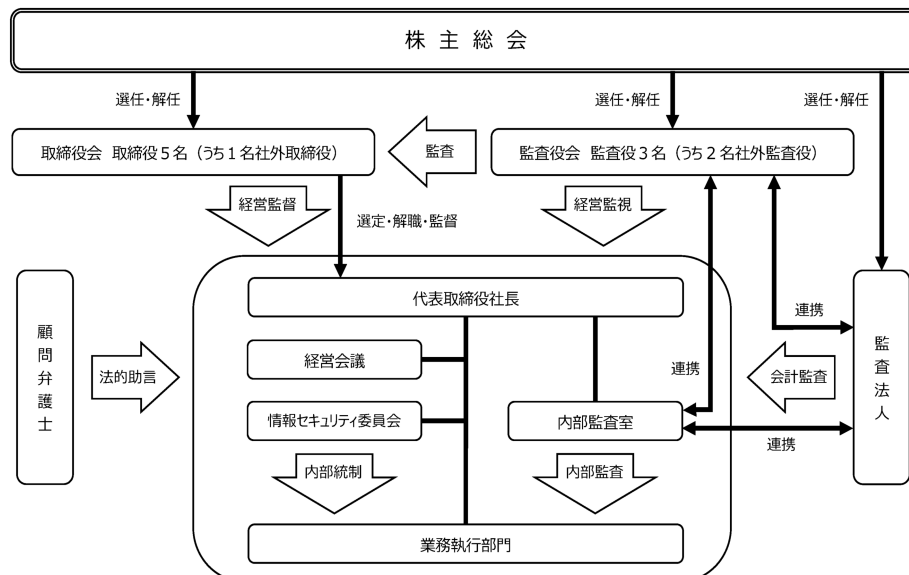
監査役は、内部監査室より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

e. 会計監査

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受けております。なお、2024年9月期において監査を執行した公認会計士は陶江徹氏、横山雄一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他14名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



③内部統制システムの整備の状況

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - (b) 諸規程を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態を確保する。
 - (c) 取締役会は、法令、諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - (d) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
 - (e) 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
 - (f) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、各業務執行部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
 - (b) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理委員会」を原則として年4回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催し、当社に係る広範なリスク管理についての協議を行い、必要な対策の検討を行う。
 - (b) 各業務執行取締役は、その所管の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに取締役会に報告する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- e. 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

監査役は、各部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。
 - (b) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - (c) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
 - (b) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
- h. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部牽制組織として代表取締役社長の直轄で内部監査室（人員1名）を設置し、内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき、監査計画を策定し、定期的に管理部門及び各店舗・製造部門に対して、日常業務

の適法性の監査を実施するとともに、業務改善に関する指摘、助言を行い、業務の効率化や改善を図っております。

また、監査役監査は、常勤監査役1名が定期的実施しております。また、監査役と監査法人との相互連携については、情報交換会を定期的開催し、お互いのコミュニケーションを図っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築するとともに、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や各業務に係る規程やマニュアル等を整備し、その適切な運用を行っています。また、情報漏洩等の防止のためのリスク管理に向けた「情報セキュリティ委員会」が設置され、各種施策の企画・実行・管理を統括しております。さらに、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を図るとともに、顧問弁護士等外部機関とも連絡を密にしながら、リスク拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備しております。

⑥役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	85,860	85,860	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,110	7,110	—	—	1
社外役員	10,150	10,150	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年12月26日開催の第47期定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人給与含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年12月26日開催の第48期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

⑦社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名であり、社外取締役赤松育子氏は、当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は2名であり、社外監査役青木慶介氏及び藤松文氏は、当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、経験や取引関係等を考慮した上で選任を行っております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨定款で定めております。

⑨支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することを可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑭中間配当に関する事項

当社は、期末配当の他、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	22,500	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要となる監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査役による同意を得て公正妥当な監査報酬を決定することとしております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	835,728	960,782
売掛金	246,695	230,318
商品及び製品	22,911	30,622
仕掛品	14,709	21,935
原材料及び貯蔵品	39,954	33,621
前払費用	14,125	20,638
前渡金	413	351
未収入金	19	2,372
その他	1,136	1,953
流動資産合計	※ 1 1,175,694	※ 1 1,302,596
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	60,965	58,819
建物附属設備（純額）	18,881	18,478
構築物（純額）	169	0
機械及び装置（純額）	38,731	30,892
工具、器具及び備品（純額）	11,536	11,294
土地	633,581	633,581
リース資産	12,452	9,399
建設仮勘定	—	330
有形固定資産合計	776,317	762,795
無形固定資産		
商標権	1,315	1,145
ソフトウェア	414	320
無形固定資産合計	1,730	1,466
投資その他の資産		
投資有価証券	2,514	3,897
差入保証金	16,186	12,070
敷金	20,171	18,595
出資金	30	30
長期前払費用	704	586
繰延税金資産	18,096	15,683
投資その他の資産合計	57,704	50,863
固定資産合計	835,751	815,125
資産合計	2,011,446	2,117,722

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	91,112	99,717
未払金	65,571	63,283
未払費用	79,594	73,861
預り金	17,681	17,112
リース債務	3,358	3,358
資産除去債務	—	1,496
未払法人税等	6,250	6,443
未払消費税等	18,517	17,990
未払事業所税	2,531	2,647
その他	657	784
流動負債合計	285,276	286,697
固定負債		
退職給付引当金	31,244	26,862
リース債務	10,339	6,980
資産除去債務	51,580	48,759
預り保証金	6,000	6,000
その他	9,802	9,802
固定負債合計	108,966	98,404
負債合計	394,242	385,102
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	128,346	128,346
資本剰余金合計	128,346	128,346
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	883,470	883,470
繰越利益剰余金	592,640	707,152
利益剰余金合計	1,478,611	1,593,122
株主資本合計	1,616,958	1,731,469
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	245	1,149
評価・換算差額等合計	245	1,149
純資産合計	1,617,203	1,732,619
負債純資産合計	2,011,446	2,117,722

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 2022年10月1日 2023年9月30日)	当事業年度 (自 至 2023年10月1日 2024年9月30日)
売上高	※ 1 3,337,479	※ 1 3,446,725
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	22,052	22,911
当期製品製造原価	※ 4 1,161,029	※ 4 1,165,621
当期商品仕入高	324,513	344,285
合計	1,507,595	1,532,818
他勘定振替高	※ 2 8,018	※ 2 6,353
商品及び製品期末棚卸高	22,911	30,622
売上原価合計	1,476,664	1,495,841
売上総利益	1,860,814	1,950,883
販売費及び一般管理費	※ 2, 3, 4 1,781,530	※ 2, 3, 4 1,825,348
営業利益	79,284	125,535
営業外収益		
受取利息	0	63
受取配当金	42	44
助成金収入	1,182	1,878
その他	221	471
営業外収益合計	1,447	2,457
営業外費用		
支払利息	18	—
棚卸資産廃棄損	788	—
商品廃棄損	709	1,192
固定資産廃棄損	—	530
店舗閉鎖損失	—	750
その他	31	183
営業外費用合計	1,547	2,655
経常利益	79,183	125,337
特別損失		
減損損失	※ 5 27,944	※ 5 2,433
特別損失合計	27,944	2,433
税引前当期純利益	51,238	122,904
法人税、住民税及び事業税	6,263	6,458
法人税等調整額	1,758	1,934
法人税等合計	8,021	8,392
当期純利益	43,216	114,511

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)		当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 原材料費	※	484,006	41.7	502,826	42.9
II 労務費		277,907	24.0	277,275	23.6
III 経費		397,794	34.3	392,744	33.5
当期総製造費用		1,159,708	100.0	1,172,846	100.0
期首仕掛品棚卸高		16,030		14,709	
合計		1,175,738		1,187,556	
期末仕掛品棚卸高		14,709		21,935	
当期製品製造原価		1,161,029		1,165,621	

※ 内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)
消耗品費	177,028千円	169,257千円
運賃	107,755	111,759
衛生費	25,747	27,179
支払手数料	33,907	28,517
減価償却費	15,824	13,382
その他	37,531	42,649

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	10,000	128,346	128,346	2,500	883,470	549,424	1,435,394	1,573,741
当期変動額								
当期純利益						43,216	43,216	43,216
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	43,216	43,216	43,216
当期末残高	10,000	128,346	128,346	2,500	883,470	592,640	1,478,611	1,616,958

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	△363	△363	1,573,377
当期変動額			
当期純利益			43,216
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	609	609	609
当期変動額合計	609	609	43,826
当期末残高	245	245	1,617,203

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	10,000	128,346	128,346	2,500	883,470	592,640	1,478,611	1,616,958
当期変動額								
当期純利益						114,511	114,511	114,511
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	114,511	114,511	114,511
当期末残高	10,000	128,346	128,346	2,500	883,470	707,152	1,593,122	1,731,469

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	245	245	1,617,203
当期変動額			
当期純利益			114,511
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	904	904	904
当期変動額合計	904	904	115,415
当期末残高	1,149	1,149	1,732,619

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	51,238	122,904
減価償却費	29,376	21,645
敷金償却額	3,201	2,902
長期前払費用償却	624	553
減損損失	27,944	2,433
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△3,506	△4,381
受取利息及び受取配当金	△42	△107
支払利息	18	—
固定資産廃棄損	—	530
売上債権の増減額 (△は増加)	△12,277	16,376
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4,221	△8,603
未収入金の増減額 (△は増加)	7,485	△2,352
その他の資産の増減額 (△は増加)	△3,528	△7,704
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,775	8,605
未払金の増減額 (△は減少)	21,030	△2,023
未払費用の増減額 (△は減少)	△12,057	△4,346
預り金の増減額 (△は減少)	1,034	△569
預り保証金の増減額 (△は減少)	△2,000	—
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,119	△527
その他の負債の増減額 (△は減少)	1,537	△21
小計	103,203	145,314
利息及び配当金の受取額	42	47
利息の支払額	△18	—
法人税等の支払額	△5,697	△6,264
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,530	139,096
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△32,229	△9,746
資産除去債務の履行による支出	△375	△3,334
無形固定資産の取得による支出	△824	—
敷金及び保証金の差入による支出	△11,114	—
敷金及び保証金の回収による収入	8,778	2,397
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,765	△10,684
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△3,358	△3,358
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,358	△3,358
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	58,406	125,053
現金及び現金同等物の期首残高	777,322	835,728
現金及び現金同等物の期末残高	835,728	960,782

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用し、評価方法は次のとおりであります。

製品、仕掛品 総平均法

商品、原材料 先入先出法

貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備並びに構築物 2年～35年

機械及び装置並びに工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品及び製品の販売

洋菓子製造販売事業においては、自社工場にて製造した洋生菓子製品の販売並びに委託先で製造した洋焼菓子商品の販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

軽飲食店事業においては、カフェ・レストランにおける料理・飲料やサービスの提供を行っております。このような料理・飲料やサービスの販売については、顧客に料理・飲料やサービスそれぞれの提供が完了された時点で収益を認識しております。

その他の事業におけるインターネット販売においては、顧客からの注文に基づく商品の販売を行っております。このような商品の販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。

(2) ライセンスの供与

その他の事業におけるロイヤルティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（純額）	18,096	15,683
繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産	18,226	16,291

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより回収可能性を判断し繰延税金資産を計上しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっての将来の収益力に基づく課税所得の見積り額は、取締役会で承認を得た事業計画を基礎とした利益計画に基づいております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	776,317	762,795
無形固定資産	1,730	1,466
減損損失	27,944	2,433

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし固定資産をグルーピングしております。各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、継続してマイナスとなる見込みであること及び退店の意思決定が生じ回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、生ずる見込みであること等がある場合には減損の兆候を識別しております。

減損の兆候が認められる店舗において、減損損失を認識するかどうかの判定は、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、取締役会で承認を得た事業計画の基となる店舗ごとに策定された年間予算をベースにしています。当該年間予算は店舗ごと固有の仮定に基づいており決算時点で入手可能な情報に基づき合理的に判断しています。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の経営環境の変化により、実際の営業成績が見積りと異なり仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	157,717千円	168,563千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
当座貸越限度額	600,000千円	600,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	600,000	600,000

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
販売費への振替高	6,161千円	4,930千円
その他	1,857	1,423
計	8,018	6,353

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
給料手当	400,664千円	418,263千円
雑給	310,135	288,476
退職給付費用	15,802	16,941
地代家賃	405,558	424,251
減価償却費	13,989	8,464
おおよその割合		
販売費	73.1%	70.4%
一般管理費	26.9%	29.6%

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
	2,644千円	2,505千円

※5 減損損失

前事業年度（自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
東京都	店舗（３店舗）	建物	2,959
		建物附属設備	288
		工具、器具及び備品	4,755
		計	8,004
神奈川県	店舗（３店舗）	建物	594
		建物附属設備	1,648
		工具、器具及び備品	6,048
		計	8,291
大阪府	店舗（２店舗）	建物	1,922
		建物附属設備	2,231
		工具、器具及び備品	7,495
		計	11,649
合 計			27,944

（1）減損損失を認識するに至った経緯

店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、今後も継続してマイナスとなる見込みであること及び退店の意思決定がなされた店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（2）資産のグルーピングの方法

当社は、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としグルーピングしております。

（3）回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

当事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
東京都	店舗（１店舗）	建物	579
		建物附属設備	301
		工具、器具及び備品	1,552
		計	2,433
合計			2,433

（1）減損損失を認識するに至った経緯

店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、今後も継続してマイナスとなる見込みであること及び退店の意思決定がなされた店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（2）資産のグルーピングの方法

当社は、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としグルーピングしております。

（3）回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2	20,000	1,980,000	—	2,000,000
合計	20,000	1,980,000	—	2,000,000

(注) 1. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,980,000株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株 式数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数 (株)	当事業年度末株式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月27日	普通株式	10,000	利益剰余金	5.00	2024年9月30日	2024年12月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	835,728千円	960,782千円
現金及び現金同等物	835,728	960,782

(リース取引関係)

前事業年度 (2023年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (2024年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資資金を自己資金で賄っております。一時的な余裕資金につきましては安全性の高い短期的な現金及び預金で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとの期日管理を行っております。

投資有価証券は、株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び差入保証金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である買掛金、未払費用はすべて1年以内の支払期日であります。また未払金は、すべて1年以内の支払期日の債務であります。営業債務や未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰表を作成する等の方法により管理しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰表を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度において、主要取引先への売上割合は最大で16%程度となっており、特定の大口顧客への信用リスクの集中は限定的であると考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2023年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	2,514	2,514	—
差入保証金	12,719	12,723	4
敷金	20,171	20,145	△26
資産計	35,404	35,382	△22

※1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払費用については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 差入保証金、敷金の「貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

※3. 利息相当額控除しない方法によっているリース債務は含めておりません。

※4. 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2023年9月30日
差入保証金	3,467

仕入先に対する保証金であり、返済期間を見積ることができないことから、時価開示の対象としておりません。

当事業年度（2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	3,897	3,897	—
差入保証金	8,542	8,511	△30
敷金	18,595	18,536	△58
資産計	31,034	30,945	△89

※1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払費用については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 差入保証金、敷金の「貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

※3. 利息相当額控除しない方法によっているリース債務は含めておりません。

※4. 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2024年9月30日
差入保証金	3,528

仕入先に対する保証金であり、返済期間を見積ることができないことから、時価開示の対象としておりません。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	835,728	—	—	—
売掛金	246,695	—	—	—
合計	1,082,424	—	—	—

当事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	960,782	—	—	—
売掛金	230,318	—	—	—
合計	1,191,101	—	—	—

(注) 2. リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	3,358	3,358	3,223	1,090	1,032	1,634
合計	3,358	3,358	3,223	1,090	1,032	1,634

当事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	3,358	3,223	1,090	1,032	1,032	602
合計	3,358	3,223	1,090	1,032	1,032	602

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,514	—	—	2,514
資産計	2,514	—	—	2,514

当事業年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	3,897	—	—	3,897
資産計	3,897	—	—	3,897

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	12,723	—	12,723
敷金	—	20,145	—	20,145
資産計	—	32,868	—	32,868

当事業年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,511	—	8,511
敷金	—	18,536	—	18,536
資産計	—	27,048	—	27,048

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金、差入保証金

差入保証金、敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2023年 9 月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度 (2024年 9 月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度(確定拠出型)及び退職一時金制度(確定給付型)を採用しております。

なお、退職給付債務の算定につきましては、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)
退職給付引当金の期首残高	34,750千円	31,244千円
退職給付費用	1,888	1,763
退職給付の支払額	△5,394	△6,145
退職給付引当金の期末残高	31,244	26,862

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年 9 月30日)	当事業年度 (2024年 9 月30日)
非積立型制度の退職給付債務	31,244千円	26,862千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,244	26,862
退職給付引当金	31,244	26,862
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,244	26,862

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)
簡便法で計上した退職給付費用	1,888千円	1,763千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)
確定拠出年金への掛金支払額	19,514千円	20,961千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名 当社従業員3名	当社従業員47名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式230,000株	普通株式47,000株
付与日	2017年9月26日	2018年9月28日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月1日 至 2027年9月6日	自 2020年9月21日 至 2028年9月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年2月1日に1株を100株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	230,000	47,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	230,000	47,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	230,000	47,000
権利行使	—	—
失効	45,000	8,000
未行使残	185,000	39,000

(注) 2023年2月1日に1株を100株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	582	650
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2023年2月1日に1株を100株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値は、純資産価額方式と類似業種比準価額方式により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	59,577千円	22,329千円
減価償却費	18,737	13,953
一括償却資産	339	214
退職給付引当金	10,807	9,291
敷金	6,119	7,005
未払事業所税	875	915
資産除去債務	15,525	17,383
その他	3,604	3,721
繰延税金資産小計	115,586	74,816
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△47,145	△8,879
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△50,214	△47,904
評価性引当額小計	△97,360	△56,784
繰延税金資産合計	18,226	18,031
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△129	△607
資産除去費用	—	△1,740
繰延税金負債合計	△129	△2,348
繰延税金資産純額	18,096	15,683

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2023年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金※1	—	—	—	—	—	59,577	59,577
評価性引当額	—	—	—	—	—	△47,145	△47,145
繰延税金資産	—	—	—	—	—	12,431	12,431 ※2

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2. 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

当事業年度 (2024年9月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金※1	—	—	—	—	—	22,329	22,329
評価性引当額	—	—	—	—	—	△8,879	△8,879
繰延税金資産	—	—	—	—	—	13,967	13,967 ※2

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2. 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
住民税均等割	12.21	5.25
加算税・延滞税等	—	0.00
受取配当金の損金不算入	△0.01	0.00
評価性引当額の増減額	△31.15	△33.01
所得税額の還付額	0.00	0.00
その他	0.01	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.66	6.83

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主に店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間をテナントとの契約期間と見積り、これに対応する期間の国債利回りを割引率に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	43,268千円	51,580千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,687	1,077
資産除去債務の履行による減少額	△375	2,402
期末残高	51,580	50,255

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、店舗等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

売上高	洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務
洋菓子製造販売事業	2,843,769千円
軽飲食店事業	479,427
その他の事業	14,281
顧客との契約から生じる収益	3,337,479
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,337,479

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

売上高	洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務
洋菓子製造販売事業	2,969,697千円
軽飲食店事業	453,086
その他の事業	23,940
顧客との契約から生じる収益	3,446,725
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,446,725

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、前事業年度と当事業年度の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社そごう・西武	549,828	—

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社そごう・西武	563,857	—

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、減損損失に関しては損益計算書注記をご参照ください。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、減損損失に関しては損益計算書注記をご参照ください。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（1）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	箱崎 英次	—	—	当社代表 取締役	17.1	債務被保 証	当社賃貸 借契約に 対する債 務被保証	38,969	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は本社事務所等の賃貸借契約について、代表取締役社長箱崎英次の連帯保証を受けております。
2. 取引金額は本社事務所等の年間賃借料を記載しております。
3. 当社は当該連帯保証に対して、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（1）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	箱崎 英次	—	—	当社代表 取締役	17.1	債務被保 証	当社賃貸 借契約に 対する債 務被保証	35,986	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は本社事務所等の賃貸借契約について、代表取締役社長箱崎英次の連帯保証を受けております。
2. 取引金額は本社事務所等の年間賃借料を記載しております。
3. 当社は当該連帯保証に対して、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	808.60円	866.31円
1株当たり当期純利益	21.61円	57.26円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	54.29円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2024年9月26日にTOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2024年9月30日の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	43,216	114,511
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	43,216	114,511
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	109,173
(うち新株予約権株(株))	(一)	(109,173)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

重要な設備投資

当社は、2024年12月24日開催の取締役会において、新工場の建設について以下のとおり決議いたしました。

1. 新工場建設の目的

当社は、洋菓子製造販売事業において洋焼菓子の仕入販売を行っておりますが、お客様からの多様なニーズへの対応と、より一層の安全・安心な商品を提供するべく、製造委託していた商品の内製化及び、目黒工場にて製造していた洋生菓子半製品工程を土浦工場に移設し、生産の効率化を図ることを目的に新工場の建設を行うことといたしました。

2. 新工場の概要

(1) 所在地	茨城県土浦市東若松町
(2) 敷地面積	6,262㎡
(3) 延床面積	1,086㎡
(4) 着工予定時期	2024年12月
(5) 竣工予定時期	2025年10月
(6) 投資額（見込み）	約11億円
(7) 生産品目	洋焼菓子・洋生菓子半製品

3. 業績に与える影響

2025年9月期の業績に与える影響は軽微であります。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
(投資有価証券) その他有価証券 株式会社TBSホールディングス	1,000	3,897
計	1,000	3,897

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	96,114	589	1,311 (579)	95,392	36,573	2,155	58,819
建物附属設備	23,447	3,885	443 (301)	26,889	8,411	3,987	18,478
構築物	1,299	—	—	1,299	1,299	169	0
機械及び装置	62,078	—	—	62,078	31,185	7,838	30,892
工具、器具及び備品	99,431	6,018	11,744 (1,552)	93,705	82,411	4,177	11,294
土地	633,581	—	—	633,581	—	—	633,581
リース資産	18,082	—	—	18,082	8,682	3,053	9,399
建設仮勘定	—	330	—	330	—	—	330
有形固定資産計	934,034	10,823	13,499 (2,433)	931,358	168,563	21,382	762,795
無形固定資産							
商標権	1,699	—	—	1,699	553	169	1,145
ソフトウェア	44,926	—	—	44,926	44,605	93	320
無形固定資産計	46,626	—	—	46,626	45,159	263	1,466
長期前払費用	5,189	1,320	1,100	5,409	3,542	1,098	1,867 (1,280)

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 店舗内装工事 589千円
建物附属設備 製造工場設備 847千円、店舗設備 2,768千円、事務所設備 270千円
工具、器具及び備品 製造工場設備 3,975千円、店舗設備 2,043千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 店舗の閉店 732千円、減損損失 579千円
建物附属設備 店舗の閉店 142千円、減損損失 301千円
工具、器具及び備品 店舗の閉店 6,549千円、製造工場設備の廃棄 3,642千円

4. 長期前払費用の差引当期末残高欄の()内の金額は内数で1年以内償却予定の長期前払費用であり、貸借対照表では「前払費用」に含めて表示しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	3,358	3,358	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	10,339	6,980	—	2025年10月～2030年4月
合計	13,697	10,339	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	3,223	1,090	1,032	1,032

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	4,859
預金	
当座預金	928,035
普通預金	27,886
小計	955,922
合計	960,782

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社そごう・西武	35,361
株式会社高島屋	18,245
株式会社三越伊勢丹ホールディングス	17,396
株式会社J R東日本クロスステーション	15,033
株式会社東武百貨店	12,079
その他	132,202
合計	230,318

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ <u>(B)</u> 366
246,695	3,728,208	3,744,585	230,318	94.21	23.4

ハ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
洋菓子	30,622
合計	30,622

ニ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
洋菓子	21,935
合計	21,935

ホ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
原材料	
洋菓子	8,504
小計	8,504
貯蔵品	
工場貯蔵品	18,091
店舗貯蔵品	4,555
その他	2,470
小計	25,117
合計	33,621

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
中沢乳業株式会社	35,934
株式会社明治	16,631
株式会社イワセ・エスタ東京	7,071
広尾琥珀製菓株式会社	4,811
株式会社ヴォークス・トレーディング	3,374
その他	31,894
合計	99,717

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年の9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書き換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	— — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.akasaka-tops.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

株式会社トップス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 陶 江 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横 山 雄 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップスの2023年10月1日から2024年9月30日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップスの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。